

田中耕太郎の大学行政の研究

— 自治擁護の問題構造 —

岡 敬一郎

本稿では、田中耕太郎が東京帝国大学法学部長時代に関わった「教授グループ事件」と「荒木文相による大学改革問題」とを、田中自身の論述だけでなく、当時の関係者の日記や回想等を含めて分析することによって、自治擁護のための彼の活動に潜んでいた問題構造について考察した。

田中はこれらの事件・問題において、教授会・評議会では外部からの干渉に対する反対意見を述べ、総長や他の学部長と度々協議を行い、また文部省との交渉や他帝大の代表者との懇談などといった対外的な活動も数多く行った。こうした田中の活動が、結果として自治擁護につながったことは評価できる。しかし、学部長会議が教授会・評議会の協議を経ずに大学の方針を決定するという事態が生じるなど、一部の人間によって事件・問題への対応がなされていたこと、また、田中自身の強硬な態度が東京帝大内で必ずしも受け入れられていなかったことを、問題視する必要がある。

キーワード：田中耕太郎、大学行政、教授グループ事件、荒木文相による大学改革問題

はじめに

田中耕太郎は、文部省学校教育局長・文部大臣として、また参議院文教委員会委員長として、戦後教育改革に深く関わった人物である。従って、彼の教育思想は戦後教育改革との関わりという視点から検討されることが多い。その中で教育行政については、田中自身が「戦後における教育行政の改革は教育権の独立の一言で以て尽すことができると思う」⁽¹⁾と述べていることもあって、「教育権の独立」論を中心に考察がなされてきた。

この「教育権の独立」論については、大学自治論との関連が指摘されている。勝野尚行は「田中のいう『教育権の独立』が『大学自治の思想を地方教育行政に推及した、『教育者による教育・教育行政の自治』を意味する」と述べており⁽²⁾、また熊谷一乗は「大学自治は教授の自治を中核とし研究面とともに教育面に関する自治をふくむものであり、教育のための教育者の自治、すなわち教育自治の観念に容易に発展しうる。田中は大学自治の延長線上に大学外の教育も視野に入れた教育(者)自治の観念を形成していたといえよう。」⁽³⁾と述べている。

一方、田中は戦前において、大正6(1917)年9月に東京帝国大学法科大学助教授、同12(1923)

東北大学大学院教育学研究科博士課程後期

年3月に同帝大法学部教授に就任し、昭和5（1930）年10月から同8（1933）年10月まで評議員、同12（1937）年4月から同14（1939）年2月まで学部長を務めた後、同21（1946）年5月の文部大臣就任と同時に退官した⁽⁴⁾。田中は、この大学時代の体験が「教育権の独立」論と大学自治論とを関連付けて考えるきっかけになったと述べている⁽⁵⁾。久保正幡が述べているように、田中の大学時代の体験は「先生（田中―引用者註）の活動の場が大学・学問の場から、文教行政および立法、さらに先生の『第二の故郷である』国内および国際司法の場へと展開されていく端緒なり連結点ともなったと見なされる」⁽⁶⁾のであり、田中の大学時代の体験を検討することによって、彼の「教育権の独立」論に対する理解を深めることができるのである。

田中はこの大学時代の体験について「一般社会の思想的潮流というものが大学内部にまで影響を及ぼして、世間の注目を惹くような一更には大学の生命にも関するような、重大問題が相当あつたことは確かです。」⁽⁷⁾と述べ、更に「日本の大学は、これは昔の官立大学を中心として、…（中略）…自治を守って来たわけです。その自治は、なにか事が起こった場合、たとえば政府が官憲の力をもって大学に干渉したという場合に、大学の側でそれにレジスト（抵抗）した、という歴史でしょう。」⁽⁸⁾と述べている。田中はこのような状況において、東京帝国大学の中心で活動していたのである。

勝野は田中の大学時代の体験について、田中の口述をもとに「田中は東京帝国大学の評議員あるいは法学部長の当時、大学自治擁護のために大小さまざまな闘争に取り組んでいたのである。あるいはそれらの闘争は、いまの時点からみれば小さな闘争に過ぎないとみえるかもしれないが、当時の日本の情勢の下ではけっしてそうではなく、まことに勇気ある闘争であったと評価することができる闘争であったといえよう。」⁽⁹⁾と指摘している。田中の活動が自治擁護につながるものであったという評価である。

これに対して永井道雄は、田中耕太郎等による座談会「大学の自治」について「大学の自治をめぐる問題にしても、当事者たち自身が後年述べたところによれば、大学自治の中心とみなされていた東京、京都の両帝国大学の内部でさえ、理想のもとに、こぞって学内が結束していたのではなかった。…（中略）…大学の自治が確立されなかったのは、国家の政策だけが原因ではなかった。国立、公立、私立を含む大学自身に、自治についての、どれだけの自覚と能力があったかも、慎重な検討を要する問題である。」⁽¹⁰⁾と指摘している。永井は東京帝大内の状況についても「自治についての、どれだけの自覚と能力があったか」を疑問視していると考えられる。家永三郎はこの点について「一般に帝国大学では、ことに東大では、教授会の人事権とか何とか言いながらも、根底には総長→学部長・評議員→平教授（助教授など人の数に入らなかったらしい）という上からのピラミッド型管理体制を当然と考える傾向が強かったのではあるまいか。」⁽¹¹⁾と指摘しており、また遠山茂樹も「学内に自由なくして、学外に対する自由もない。内に職制上の統制を厳にして、ひとり政府の官制上の管理を排除できるはずはない。」⁽¹²⁾と指摘している。東京帝大内に「上からのピラミッド型管理体制」「職制上の統制」が存在したことを、自治の擁護との関連で問題視すべきだというのである。

東京帝大内にこのような問題が存在したとするならば、田中の活動もその問題を踏まえて再検討されなければならない。そこで本稿では、田中が法学部長を務めていた時期に起こり、彼がその対応に深く関わった「教授グループ事件」と「荒木文相による大学改革問題」とを取り上げて、自治擁護に関わる田中の活動について考察する。

ここで、「教授グループ事件」と「荒木文相による大学改革問題」との全体像を把握するために、これらに関する『東京大学百年史』通史二の記述をまとめておく⁽¹³⁾。

・教授グループ事件

昭和13(1938)年2月1日に、東京帝国大学経済学部の教授大内兵衛、助教授有沢広巳、同脇村義太郎が検挙された。検挙の理由は、先に検挙された労農派グループを支持、援助したという治安維持法違反容疑であった。この検挙に関して東京帝大内で問題となったのは、3名の教授、助教授の処遇であった。経済学部教授会は「起訴決定を俟つて処置すべきが当然であるとなす自重論と、既に教職にあるに不適當な事情が判明してゐるから直に処分すべしという急進論」(『帝国大学新聞』昭和十三年二月二十一日付)に分かれて討議した結果、2月23日に起訴前処分への反対を決めた。法学部教授会は3月17日に、法学部長田中耕太郎、評議員神川彦松、評議員高木八尺3名の連名で長与総長に対して「およそ教授助教授の進退は全大学の重要事に有之候間、評議会に御諮准の上御決定に相成候様茲に同僚懇談の上重ねて進言まで如斯御座候」(田中等『大学の自治』一四六頁)という要望書を提出し、経済学部の決定を側面から支援した。評議会は3月22日に開かれ、「人事ニ関スル件」として大内等についての問題を協議した結果、起訴以前の処分は行わないという意見が大勢を占めるに至った。大内等3名については、昭和13年12月に起訴が決定し、その時点で文官分限令第11条第1項第2号「刑事事件ニ関シ起訴セラレタルトキ」により休職が発令された。

・荒木文相による大学改革問題

荒木貞夫文部大臣は昭和13年7月28日に、六帝大の総長に対して大学改革に関する文部省の考えを明らかにした。その中で最も問題となったのは人事についてであった。文部省は、総長以下の選挙は法的根拠がないとして変更を求めるなど、各大学に対する監督権を強化しようとしたのである。これに対し東京帝大では、8月1日の臨時評議会において文部省と対立する立場を採ることに決定し、各学部教授会もそれを支持した。しかし文部省はあくまでも7月28日の方針の承認を求めたため、東京帝大では8月8日の評議員懇談会において文部省側との懇談が必要とされ、8月12日に文部省と東京帝大との懇談会が開かれた。荒木文相はここでも総長以下の選挙を否定したが、大学側は田中法学部長を初めとしてこれに反論したため、結局この懇談会は具体的には何等の結論も得ずに終了した。その後8月27日に再び文部省と東京帝大との懇談会が開催され、そこでは文部省側がかなり軟化し始めていた。東京帝大では9月7日に大学人事に関する件に就いて内規改正審議の委員会が設けられ、七学部長が委員に就任した。また他帝大との連絡に関して委員を委嘱することも決定した。そして9月の16・17日に愛知県蒲郡、次いで21日に熱海において、京都帝大と秘密に話

合いが行われた。更に10月2日には、箱根において六帝大の連絡委員会が開催された。そこでは東京帝大案を骨子として「総長候補者ニ付テハ文相ヲ輔任スル趣旨ヲ以テ全教授ノ意見ヲ徴シ文部大臣ニ推薦スルコトトシ、其ノ手続及執行ハ秘密ヲ厳守スルコト」等と記した合意書が作成され、翌3日に文部省に提出された。しかし文部省側はこの内容を不満とし「選挙ヲ廃止スルコト」「総長候補者数ハ複数タルコト」「教授ノ意見ハ署名シタ文章ヲ提出スルコト」を内容とする対案を提出するよう各帝大に督促したため、10月16日に再び連絡委員会が開かれた。ここでは東京帝大を除く五帝大が、総長、学部長、教授、助教授の候補者推薦に関して「教授ノ答申ハ署名セル文章其他責任ヲ明カニスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス」とすることで一致した。しかし東京帝大案には、学部長、教授、助教授の候補者推薦に関してこの条項が含まれていなかったため、それらの候補者推薦に際して従来通りの無記名で行えることになり、文部省はまたしても難色を示した。その後更に折衝が続けられ、結局10月28日に東京帝大案は承認された。この結果東京帝大内では、教授、助教授の選挙については従来と変わりなく、学部長については従来選挙といていたものを推薦と改めた。総長の場合はこの推薦を記名投票とするが、その推薦（投票）用紙の真中にミシン線を入れ、投票者（記名者）と候補者（被推薦者）の双方に同番号を打った上、集計の際に記名の部分は切り離して別に保管する一すなわち、実質上の無記名投票という慣行が成立した。

本稿では、この「教授グループ事件」と「荒木文相による大学改革問題」とにおける田中の活動について、田中自身の論述だけでなく、当時の関係者の日記や回想等を含めて分析することによって、自治擁護に関する田中の活動に潜んでいた問題構造を明らかにする。

1. 教授グループ事件

田中は事件の発端として「昭和十三年の一月の終りであつたが、『朝日新聞』の記事として、『人民戦線の残党に近く総選挙の嵐がくるだろう。大学教授十数名が問題になつている。事変下、共産主義運動を検事局で問題にしている』というようなものが出た。」⁽¹⁴⁾と述べている。この『朝日新聞』の記事とは、昭和13（1938）年1月30日付の『東京朝日新聞』に掲載された「人民戦線の残党へ近く再選挙の嵐大学教授等十数名」という見出しの記事だと考えられる。「法学部では二三の有志がこの記事の根拠を検討した結果、その被疑者が大内、土屋、有澤の三君であるということが判つた」⁽¹⁵⁾ため、田中は1月31日の午後に江口書記官と共に当時東京帝国大学総長だった長与又郎を訪ね、この記事に関する検討結果を伝えた⁽¹⁶⁾。田中はその対策について「総長から木戸文相に尽力を依頼することになつた。しかし総長は病氣だつたので、総長の意を受けて高木八尺君と学部長の僕とが、木戸文相に面会するということになつたのです。これは二月一日のことです。」⁽¹⁷⁾と述べている。木戸幸一の日記によれば、田中は2月1日に高木教授と共に木戸を訪ねて「大内〔兵衛〕教授等選挙云々につき懇談」した⁽¹⁸⁾。田中は大内等の選挙の前後から対外的な活動を行っていたのである。

田中は木戸を訪問した際の様子について「大内氏の人格学識を説明して、今度の新聞記事の真偽

を質し、もし左様なことが事実起るとすれば、その際に極力尽力してくれるようにと懇望したものです。木戸氏はこれに対して、事実無根として内務省に釈放を求めることは不可能であり、また文部省が処分を請合うということをするれば、文部省が大学を圧迫するという悪前例を作ることもなるから、それも出来ないと云つて、我々の申し出を婉曲に拒絶したものののです。たゞ一般的な尽力はしようと漠然と答えたに過ぎなかつた。」⁽¹⁹⁾と述べている。木戸も「田中耕太郎、高木八尺両博士が来訪せられて懇談したことがあつたが、大学に行政権の立入ることは出来る丈避けたい、その為には大学自身に於て何とか対策を樹て、世の誤解を解く様にされたいと話た(ママ)ことを記憶して居る。」⁽²⁰⁾と述べている。こうした木戸の意向は、文部省が2月2日に長与に伝えた「当初の意見と希望」と共通のものであつた。長与の日記によれば、文部省の「当初の意見と希望」とは「普通ならば訊問終了し起訴と決定した時、始めて休職処分に附するものなれ共、此度は時局柄之を俟たず、大学に於て差当り人より休職願を差出さしむることが事を最も穩便に運ぶ方法なり。」というものであり、これは「文部省主脳者(伊東、菊地、山川、阿原)の意見にして、伊東は文相も同意なりと追加せし由。」とされていた⁽²¹⁾。つまり木戸文相を含めた文部省側は、大学側が大内等に対して起訴前に休職処分を行うことを望んでいたのである。

また田中によれば、当時検事総長だった泉二新熊も大内等を「起訴前に大学側で休職処分にすることを欲していたらしい。田中は泉二とは「大学時代自分たちの刑法の先生だつた関係で懇意にしていたので、この人に面会して、大内氏の人格とか、学者として権威ある第一人者であるとかいうことを力説し」また「当時の経済学部の内情と事件の背景を説明し、適切な処置をお願いした」が、「先生だけではどうすることもできない様子で、事件の主任で東京地検の黒川渉検事に私を紹介された」のだった⁽²²⁾。

このような外部からの圧力に対して、大学側の対応は様々であつた。長与は2月2日に、文部省の「当初の意見と希望」に対して「文部省の態度は慎重を欠き、同意する能はず。余りにあはててゐる。個々に誰が何時如何なる事をなしたかの取調べが決定した上ならでは、大学は態度を決定しえず。」と記し、更に同月4日には「起訴不起訴決定以前何等急ぎ対策を講ぜず、静観すべきを言ふ。」と記している。つまり長与は当初、大内等を起訴前に処分することに反対していたのであり、この考えを、同月4日午前に田中法学部長と石原医学部長に、同日午後柴田理学部長と平賀工学部長に、それぞれ伝えている⁽²³⁾。しかしその後、長与は同月23日に「国体の本義に反する言論を為したる場合は勿論、世の疑惑を生ぜしむるが如き言論も慎まなければならない。--昨年(2000年)の文部声明(大学で一部訂正したもの)。大学の統制を破り、大学自治主張の上に不利な結果を齎す如き行動をなしたるもの。之等は大学教授として不適当なり。自ら処決するやうにする。」⁽²⁴⁾と記し、更に同月25日には「起訴前でも有罪事実が判明した時は大学が処分する」⁽²⁵⁾と記している。このように長与は「起訴以前の処分反対という方針に揺れを見せていた」⁽²⁶⁾。そこで田中は、同月25日に他の学部長と共に長与と懇談した際に「主として法理論を述べ、大学の立場より緩々自説を開陳」したのである⁽²⁷⁾。

一方法学部は、田中によれば「起訴前の処分は理窟に合わない、有罪かどうかは、判決によらな

くは判らない、しかし文官分限令によれば、起訴されれば自動的に休職にしなければならぬ。しかし起訴前に休職にすることは、将来に対する悪例になる」との考えから「評議会をひらいて起訴前に処分はしないという方向に決めてもらいたいと、総長に要望した」のである⁽²⁸⁾。田中は2月26日に長与を訪問して「法学部教授会、二月四日経済学部問題に関して教授会終了後懇談。起訴前には処分せぬ方宜しとの意向なりしが、更に一昨二十四日の教授会に於ては前日の経済学部の決議を尊重し、起訴前の処分はせぬことに全体の意見纏り居ること。」「経済学部の問題は全学的の問題なる故、評議会を開き、右に対する大学の態度を定めたし。」と報告している⁽²⁹⁾。しかし田中によれば、法学部はその後「起訴前の処分をめぐって紛糾し、一部の教授、(その中には二三の今日のリベラリストもいる)は、総長が処分の線に行きつゝあるのだから、もし法学部が処分しないことを主張すると、総長と正面衝突する事になると、弱音を吹き猛烈に反対した。この問題をめぐつての法学部の荒れ方は未曾有のものであつた。」という⁽³⁰⁾。当時法学部教授だった矢部貞治は、3月14日の「全教授助教授の懇談会」の様子を次のように記している。

「教授一同の名を以て速やかに教授会を開き、処分問題を正式に議題とすべきことの要求書を文書にして総長に提出したいといふ学部長の提案に対しては、殆んど大部分賛成意見が述べられたが、之に端的に反対したのは小野清一郎、高柳賢三の両氏で、小野清は起訴前の処分でもないのではないかなど、暴言を吐き、高柳さんは如何にも理屈ありげに、之では総長と対立することになり、折角総長が色々の勢力を調和して何れの顔も立てようとしてゐるのに事態を鉗型で強制することになるのは反対だと言ふ論旨であつた。末広さんも実にあやふやな態度であつたが、神川さんは思ったより明確な態度で、賛成し、只教授一同でなしに評議員三人にしようといふのであつた。」⁽³¹⁾

田中はこの懇談会のことを述べたものと考えられる。この懇談会は「とにかく一同といふことにして、書面の文章を慎重にするといふことで一応けりがついた」と言われている⁽³²⁾。

長与はこの懇談会について、3月16日に「田中法学部長を招き、江口書記官同席の上、同上(評議会開催の方法其他に付一引用者註)懇談を為し、去十四日法学部懇談会の内容を聴取」し⁽³³⁾、翌17日には「田中、神川両教授」から「法学部三評議員(田中、神川、高木)署名にて評議会に問題を諮問するやうせられたしとの陳情書」を受け取った⁽³⁴⁾。法学部からの評議会開催の陳情書提出は「苦悩する長与にとっては、文字どおり渡りに船であつた」とされている⁽³⁵⁾。

こうして3月22日に評議会が開かれた。田中によれば、この評議会では大内等を「起訴前に処分をなすべきか否か」について⁽³⁶⁾、次のような議論がなされた。

「われわれが意外に思つたのは、経済学部長が大内氏の学問的傾向を批判して、それが共産主義的のものであるという理由から激烈な弾劾をやつたことです。これに反しその時の経済学部の評議員であるM教授は、大内氏を大いに弁明した。我々法学部の者も、起訴前の処分が法令に根拠のないこと、また同僚の情誼からしても左様な態度をとるべきでないこと、大内氏の学説がわるいとしても、それは十年も二十年も同じであつた筈で、今日この情勢の下ではじめて問題にすることということ自体が時勢に迎合することになる、今返わるかつたなら、経済学部長とし

て何故警告しなかつたか、放置していたことは怠慢じゃないか、それからまた世間一般は大内氏を不適当と考えていない、—それらの理由で擁護したのです。その際農学部的那須皓君も、大いに我々の味方になつて、大内氏を弁護したもののなのです。そのとき特に重要な発言をしたのは平賀工学部長で、『この頃は人さえ見れば非国家的という見方が流行している際に、本件が発生したのである。大学教授が非国民ということは、重大なことになる。経済学部長の発言は、かような重大性を軽く見ておられるようである。反国体ということが判れば処断すべきであるが、それが判るのには検事側の態度を静観してはならぬ。もしまた起訴前に処分するとしても、大内氏に弁明の機会を与えなければならない』という趣旨のものでした。ともかくもこの会議は非常にもめたのです。』⁽³⁷⁾

当時経済学部の評議員であった舞出長五郎は「評議会の空気もなかなかむつかしかったが、法学部長が田中耕太郎氏で、同氏が実によくたすけてくれた。」と述べている⁽³⁸⁾。結局、田中等の発言によって「大内氏その他二氏の休職は、起訴まで如何なる処置にも出ないということになつた」のである⁽³⁹⁾。

その後も田中は、3月29日に木戸の求めに応じて穂積・高木両教授と共に木戸を訪問し、「大内教授問題、大学粛清問題等につき懇談」している⁽⁴⁰⁾。長与によれば、木戸は同月17日に長与と懇談した際に「遠からず田中、高木と懇談したしと述べ」ており⁽⁴¹⁾、この希望が29日に実現したと考えられる。

大内は教授グループ事件を振り返って次のように述べている。

「われわれが警察にひつつかまると、法政大学は直ちに南、美濃部、笠川の諸君を首にした。幸いにして東大はそうはしなかつた。われわれを首にしろという主張は土方、田辺、本位田その他の諸君によってくり返し教授会でなされたけれども、経済学部では上野（道輔）、舞出（長五郎）両君、法学部では田中（耕太郎）、南原（繁）、末弘（敏太郎）、宮沢（俊義）、横田（喜三郎）、我妻（栄）の諸君が『そういう処置は判決の確定をまって後すべきである』という主張に立って長与（又郎）総長をバックアップし、彼らファシズムの主張を粉さいした。これが東大のレジスタンスであつた。』⁽⁴²⁾

当時法学部教授だった南原繁も、「法政大学などは、美濃部亮吉君や南謹二、笠川金作の諸君をたちまちクビにした。東大は幸いにして、そういうことはなかつた。ファシズムに対する最後の線は守つたね。」⁽⁴³⁾と述べている。どちらも大学側が大内等を起訴前に処分しなかつたことを評価しているのである。

2. 荒木文相による大学改革問題

当時東京帝国大学総長だった長与又郎の日記によれば、当時文部大臣だった荒木貞夫が総長候補について「公選の絶対非なるを述べ」たのは昭和13（1938）年7月8日のことだった⁽⁴⁴⁾。長与は同月22日に「田中、石原、丹羽、舞出四学部長を総長室に招き、右の問題（文部省の総長候補選挙不許可問題—引用者註）の経緯を語り、考慮し置くやう依頼」した⁽⁴⁵⁾。これによって田中がこの

問題に関わることになったのである。

田中は7月25日に舞出経済学部長と共に長与を訪問した⁽⁴⁶⁾。田中はこの時の様子について「事柄の重要性について二十分位話したが、総長は何ら要領を得た回答をせず、そのまゝ我々は非常な不安を抱いて引き退つてきたものなのです。」と述べている。田中にとって、長与は「事柄の重大性については我々ほどには認識されていないのではないかと思われ」「当時の時勢上この大臣の要望を大体呑むことは止むを得ない、と考えていたのではないかと思われ」たのである⁽⁴⁷⁾。長与の対応については、当時法学部教授だった南原繁と横田喜三郎も田中と同様のことを述べており⁽⁴⁸⁾、また家永三郎は「長与という総長は、大学の自治を守るという自覚のはなはだとぼしかった人のようである」⁽⁴⁹⁾と評している。そのため、田中が述べているように「われわれ法学部の者としては、大学側の意見をはつきり決めないで、総長がいきなり文部省側に回答せられるようなことがあつては困るので、事柄の重大性を十分判つてもらうため、是非とも総長に会つて話さねばならなかつた」⁽⁵⁰⁾のだった。勝野尚行は「この時点ですでに田中は、法律学者に特有の鋭い感覚と緻密な論理とによって、大学自治擁護の先頭に立つに至つたわけである。」⁽⁵¹⁾と指摘している。

7月28日には各帝大総長と文部省側との懇談会が行われた。ここで荒木文相は「大臣として補弼の任を全ふる為には、各大学の総長始め職員が選挙によつて決定し、それを取次丈では困る。殊に任期まで定めることは面白からず。之等の内規によつて大学の人事が取行はれ、大臣が取次ぐだけでは責任を以て奏上しかねる。何か之に代る案を得べく懇談を遂げたし。」と述べた⁽⁵²⁾。田中はこれを「総長なり、学部長なり、教授、助教授について選挙が行われることは不都合だ。ことに、総長・学部長の任期が決まつているのは間違いだ。これは官吏任命の大権を侵犯するものだから、爾後選挙を止め、人事の自由を廃止する、ということであつたと思う。」⁽⁵³⁾としている。勝野が述べているように「大学自治の核心が大学人事にあるとするならば、この荒木文相の要望こそ、まさに大学自治を全面否定して、大学をまるごと国家支配下に置こうとするものであつた。大学自治は最大の危機に直面した」⁽⁵⁴⁾のである。

長与は荒木の発言に対して「大学には伝統あり（種々研究の結果現在の制度が出来た）、種々の機関あり、制規の変更は少くも評議会の議を経るの必要あること（また之は教授会にも聞き諮ることとなり）、総長の考へのみにて決する問題ではない。」⁽⁵⁵⁾と述べた。長与はこの言葉通り、同月30日に「田中、丹羽、桑田、寺沢、安〔佐〕藤、舞出（石原氏は遅る）六学部長を招致」して「文部省側との懇談の経緯を詳述し」た上で「来一日評議会を開き同様に実情を語り、考慮し置くやう依頼することに決」したのである⁽⁵⁶⁾。

こうして8月1日に評議会が開かれた。田中は「評議会にまず大学自治の問題について十分な認識をもつてもらうという意味」から「大学自治制確立に至るまでの経緯」というメモをまとめて、この評議会で述べた⁽⁵⁷⁾。長与の日記によれば「各評議員より意見続出」したが「何れも今回の暴挙に対して甚しき不満を抱く点に於て一致」し、「現在の大学の総長、学部長、教授、助教授の詮衡推薦の方法」について「その根本精神は大学の使命達成上最も肝要であり今日変革を加ふるの必要を認めざるものである、若しその運用上に欠陥あらば之を慎重に研究し正規の手続を経て改むるに

吝かでない」という意向を総長談として発表した⁽⁵⁸⁾。但し田中によれば、長与が「肚の中は既に文相の要求を全面的に受諾しおつたらしく、おそらく文部当局が指示したのであらうと思われる決議案を用意」していたことが影響して「評議会の始つた当初」は「大学の改革は止むを得ない、どの程度まで文相の要望を容れるかということに、議論の方向がむいていた」とされる。法学部等がこれに反対した結果「形式は妥協でも中味は法学部の案をそのまま折込んだようなもの」としてこの総長談が出されたのである⁽⁵⁹⁾。

更にこの評議会では「今後の方針」として「各学部は教授会を開くこと」が確認された⁽⁶⁰⁾。法学部では8月3日に教授会が開かれ、「出席教授助教授全員の一致」によって「八月一日の評議会の意向を支持する」ことが確認された⁽⁶¹⁾。長与はその後、同月5日と8日に「評議員諸氏と懇談会を開」いて「各学部長より教授会の経過報告を聞」いた。その結果、全学部教授会から評議会の意向への賛成が表明されると共に、大学側と文部省との懇談によって意思の疎通を計ることが希望された⁽⁶²⁾。そこで、同月11日の学部長会議における「懇談、意見交換」を経て⁽⁶³⁾、同月12日に、大学側と文部省側との懇談会が開かれたのである。田中によれば、この懇談会の出席者は「東大側からは、総長並びに七学部長、文部省側からは、荒木文相、伊東（延吉）次官、内ヶ崎政務次官、池崎参与官、菊地専門学務局長、有光秘書課長という面々」であり⁽⁶⁴⁾、次のような議論が行われた。

「総長は一般的な挨拶をして、次に法学部長として僕が大学自治の沿革及びその合理的なる理由、また過去に於て弊害がなかつたこと、特に大体に於て適当な人物が総長、学部長、教授・助教授に選ばれていたこと、且つまたそういう方法が天皇の大権を侵犯するものではないということ、約四十分ほど述べました。ついで他の学部長も、部内で人事の選挙を妥当にやつていること、だからそれを変更する必要がないことを、十五分位ずつ喋りました。…（中略）…この会議の席上荒木は、『法学部長の云われることは了解したが、現在のような状態に於いては自分は補弼の任を果すことは出来ない』と言つたものです。それに対して僕は、『それでは、今迄の大臣は皆補弼の任は尽されていないと仰言るのですか？』とむくいたら荒木は、『少くとも私には尽せない』と云つたものです。こうして雲行が険悪になつたので伊東次官は、大臣はそれ以上の発言をしないようにと引留たというような光景がありました。その時の会談は要するに、大学側が信念を開陳し、文部省に対してこれは手強いなという感じを抱かせただけで、終つてしまつたのです。」⁽⁶⁵⁾

勝野は、荒木文相が「大学自治を政治支配から守りぬくという信念に満ちた、その田中の大学自治論に圧倒されたのであらう」また「大学自治を守りぬく一歩もひかない田中の姿勢に接して、文部省がたじろいだ」として⁽⁶⁶⁾、この懇談会における田中の姿勢を高く評価している。しかしこの懇談会の結果を見ると、内藤初穂が指摘しているように「田中の大学自治論は、委曲を尽したにもかかわらず、文相の身についた上意下達一本槍の軍人論理と嘯みあわなかつた。公選か官選か、自治か統制か、双方の意見は原則論の平行線をたどるばかりで終りがなく、さらに他日の懇談を約して散会した。」⁽⁶⁷⁾のである。

また長与は、8月12日の日記に「田中の話は良かりしも、例により余りに講釈振りにて長く、理屈は通つても先方に不快の感を与へたるべし。」⁽⁶⁸⁾と記している。長与は更に、8月19日の評議員懇談会における田中の態度について「全然現下の時局及世の大学に対する希論と批判などは眼中に置^[マ]かず、平和の時代に於て純理を弄ぶ態度なり。之では大学は折角の勝利を放擲し世の非難を買い、事態は新に紛糾すること火を賭るよりも明かなり。」⁽⁶⁹⁾と記している。田中に対する長与の印象は徐々に悪くなっていったのである。

その後8月25日に開かれた学部長会議において、長与は「文部省より懇談会々^[マ]催希望あることを語り、協議の結果之を承認することとな」った⁽⁷⁰⁾。これを受けて同月27日に、再び大学側と文部省側との懇談会が開かれた。長与によれば、出席者は「大学側、田中、石原、丹羽、桑田、寺沢、佐藤、舞出各学部長、江口書記官。文部側、伊東、山川、菊地、有光。」であり、ここでは文部省側から「文部の提案といふには非るも、こんなことではどうか、考へて呉れといふ形式にて原則的全案ともいふべきもの」が提示された⁽⁷¹⁾。この案の要点の第三は次のようなものであった。

「人事に就ては教授は総長補佐の意味に於て、文書を以て意見を述ること。但し署名とすること。之に対し諸氏（主として丹羽氏）より質問出で、之に対する文部の答は左の如し。

○文書とは極めて簡単なるもの。姓名丈でもよいか。然り。

可否（一人の候補の場合）にてもよきか。然り。

必ずしも書面に及ばず。開票者が投票者の姓名を是非見なくともよいが、見ると之にも弊害がある。之に対し、其辺は然るべく取扱はれたし。

結局無記名を記名投票とすることとなるが、選挙、投票の文字を用ゐて貰ひたくないといふ腹なり（論理立たぬ云ひ分なり）。」⁽⁷²⁾

内藤は文部省側の案について「投票に公正な意見を反映させるには、無記名こそ望ましい。文部省案では、それが否定されるばかりでなく、署名意見書に官権が介入して、人選に文句をつけることもあり得る。形は公選でも、じつは官選という、手のこんだ公選否定であった。受け入れがたい提案ではあったが、公選の全面否定が無記名投票の否定にしばられたことは、交渉の前途に手がかりを与えた。」⁽⁷³⁾と指摘している。文部省側が態度を軟化させたのである。

長与によれば、文部省側の案を受けて大学側では9月7日に評議会が開かれ「大学は八月一日の評議会声明を基礎とし、文部省提示の仮案を参考とし（参考といふ点に田中、舞出など例の調子で神経過敏なことをいふ）具体案作製に決」した。そして「大学の現状に対し世間之認識不足、誤解を正し、現行制度が大学の機能を發揮する上に於て妥当なるものを、適当な時期に於て世に発表することは必要なるべし。其内容は極めてデリケートなり。慎重を要す。発表の形式、時期等も大い考ふるを要す。但し之は相当時日を要するを以て、今日より起草委員を依頼することとしたしと述べ、その通り決定、委員は各学部長とす。」ということになったのである⁽⁷⁴⁾。田中によれば、この起草委員会は「もし改めるところがあれば改めると初めに声明したことに従」って「今迄の総長・学部長・教授・助教授の推薦手続、特に総長の選挙について、手続上改めべきところありや否やを検討」するため「一週に何回となく会議を開き、総長選挙に関する原案を作製」した⁽⁷⁵⁾。つま

り「これは実質的には文部大臣に対する東大側の回答の内容をきめる委員会の性質をもっていた」⁽⁷⁶⁾ のであり、田中はこの後起草委員として活動することになる。

大学側ではそれと同時に、他大学との連繫を模索することとなった。田中によれば「この問題は東大だけでなく全大学に関することなので、他の大学と緊密な連絡をとって一致の行動をとらなくてはならぬ」だったのであり、「先ず第一着手として連繫をとつたのは京都」であった⁽⁷⁷⁾。当時京都帝国大学文学部教授だった天野貞祐は「荒木大将が文部大臣に成り、大学総長を選挙で定める従来の仕方がよくないと云って、大学自治に干渉を始めた時、こんな干渉に屈してはならぬ、東西両大学は連合してこれを撃退しようという意味の手紙をもらった。」と述べている⁽⁷⁸⁾。

長与によれば、9月3日に「京都帝大幹部との会合」が行われた。出席者は「京都、平野総長事務取扱、宮本法学部長、小島文学部長、高田経済学部長、野満理学部長、中村書記官、東大、寺沢氏を除く各学部長、江口氏」であり、「京都帝大が其後取りたる態度及昨日文部大臣以下との会見内容を聴いた後「余及各学部長より東大のとり来たりし態度、両度の懇談会の経緯より、起草委員を依頼して原案作製に取掛ることを述べ、各帝大が連絡を取り、少くとも総長候補推薦に関しては略同一様式とすることが望ましきこと（丹羽氏）等を述べ懇談した。その結果、「東西両大学が殆んど同一の強硬態度なる」ことが確認された⁽⁷⁹⁾。

その後同月15日に長与が「京都側と電話にて交渉の結果、明日桑田、田中、江口三氏蒲郡に赴き、先方宮本、小島、中村と会見することとな」った⁽⁸⁰⁾。田中はこの会見について「九月十六・七日にかけてのことで、東大側からは桑田文学部長に僕と江口書記官、京大側からは小島文学部長、宮本法学部長、中村書記官、この六人が蒲郡の観光ホテルに一晩泊りで秘密の会見をし、共同的行動に出ることを打合せました。」⁽⁸¹⁾と述べている。

田中は更に「もう一度熱海ホテルで会見したことがある。」⁽⁸²⁾と述べているが、これは長与によれば同月20日から21日にかけてのことである。長与は同月19日に「京都側と再会見の要あり。江口氏京都と電話にて打合せの結果、明夕熱海ホテルにて落合ふこととなり、東京よりは桑田、佐藤、田中、江口四氏出掛ける筈。」と記し⁽⁸³⁾、更に同月22日にはその会見の様子について「江口氏来、東京京都熱海会談の大要を語る（熱海ホテルに於ける。東京。桑田、佐藤、田中、江口。京都。宮本、小島、中村）。京都は東京案に就て今一応相談の上返答することとなりし由。其上にて東京の態度を極めることとなるべし。仙台、北海道も東京案を齎して帰学す（昨夜）両者共若東京案にて通過すれば異存なきも、『方法手続を内密とする』の一点に疑義を抱くものゝ如し。京都も同様、九州、大阪は妥協案に賛成なるも、東京、京都の動向を暫く静観するものゝ如し。」⁽⁸⁴⁾と記している。

「方法手続を内密のものとする」とは、無記名投票のことを指すと考えられる。また、東京帝大はこの時期に京都以外の帝大とも連携をはかっていたことが分かる。田中はこの会見について「極秘に会合し、方針を打合せ、両大学間のこの問題に関する意見の調整をはかり結束を固めました。それからほかの仙台、北海道、九州などの大学に連絡したんです。」⁽⁸⁵⁾と述べている。

その後の六帝大の合意について、田中は「各大学との連繫、大同団結が成立したのは十月二日の日曜日で、場所は箱根の強羅ホテルでした。そこには十三名の委員と六名の書記官・事務官が集り

ましたが、東北帝大の本多総長もそこに見えておつた。」⁽⁸⁶⁾と述べている。長与によれば、ここでの会合者は「京都 小島、宮本、中村 東北 本多、宮城、世良 九州 満田、河村、久保田 北海道 今、小熊、楢垣 東京 桑田、佐藤、田中、舞出、江口」であり、その合意は「主として東京案に多少の訂正を加へたるもの」であった。⁽⁸⁷⁾

長与によれば、10月3日に「小島（京都）、宮城（東北）、小熊（北海道）、満田（九州）、鉛（大阪）、東京は二名、桑田、佐藤、江口。」がこの合意した案を携えて「文部省側と会見」した。しかし文部省側は「此方の仮案にては満足せずと答へ」更に翌4日には「文部省は昨日の会見の際提出せる帝大案に対し、各帝大総長を午後より夜にかけて個々に大臣官邸に招き（余は桑田、佐藤氏を代理とす）極めて強き語調にて帝大案を認め難き旨を述べ『(ママ) 選挙を廃すること、署名文書を以て意見を述ること、総長候補の数は二人以上なることを明らかにせられたし。而も兩三日中に各帝大別案を作製せられたき旨を述べ。』とされている⁽⁸⁸⁾。

このため東京帝大では、長与と起草委員との間で協議が行われた他、10月7日に丹羽、田中、寺沢三氏が伊東次官と会見を行った⁽⁸⁹⁾。そして10月16日に再び六帝大の連絡会議が開かれた。長与によれば、この会議の出席者は「東京 余、各学部、江口（学部長中より桑田、佐藤、田中、他四学部長は京都の申出により他室にて待機）京都 宮本、小島、中村 東北 本多、宮城、高橋、世良、書記官 九州 荒川、河村（三時半より）満田、書記官 北海道 今 大阪 楠本、佐谷、鉛」であり、ここで東京帝大を除く五帝大は「総長推薦の方法手続」について「署名せる文書その他責任ある方法に依り」とし「之を学部長及教授、助教授の場合にも適用して可」とすることで一致したが、東京帝大は「署名」とあることに反発して、更に評議会で協議することになった⁽⁹⁰⁾。評議会は同月18日に開かれ、協議の結果「総長候補推薦は五帝大と共同となり」「学部長、教授、助教授推薦に関する二ヶ条は、他帝大が総長の場合（ママ）と同様『教授の答申は署名せる文書其他責任を明かにする方法を以て之を為すものとす』の一項を加へたるに對して、東大は此所を白紙」とすることになった⁽⁹¹⁾。こうした事情について、田中は「最も強硬だったのは東大で、最後に孤立したこともあります。」⁽⁹²⁾ また「東大側では、独自の見解に基いて文部省への回答原案を考え、文部省と度々交渉をすることにしたものです。」⁽⁹³⁾と述べている。また当時東北帝国大学法文学部長だった高橋里美は「東大と自余の五帝大との間には多少意見の喰い違う所があった…（中略）…本学の態度は東大に次いで強硬であり、いわば二方の中間であつたので、分離後も東大とは始終連絡があり、東大法学部長の田中耕太郎氏などは深夜に情報を持って連絡に見えたことなど記憶している。」と述べている⁽⁹⁴⁾。

長与によれば、各帝大総長が10月18日にそれぞれ提出した回答案に対して⁽⁹⁵⁾、文部省は同月20日に「五帝大案は満足。東大は不足の点あり。」として東京帝大に「再考を求め」た⁽⁹⁶⁾。しかし、同日開かれた各学部の教授会では「何れも満場一致評議会案を支持することとな」つたため⁽⁹⁷⁾、長与は起草委員と協議した上で、同月22日に「先日余が提出せる文書は評議会、各教授会に於て決定又は支持を得たるものであるから変更せず。」との方針を決定し⁽⁹⁸⁾、同月24日に文部省に対してその方針を文書で伝えた。但しこの文書では、「学部長教授及助教授候補者ノ推薦ニ関シテモ選挙ヲ

行ハサルノ趣旨ニ有之教授ノ意見ハ各学部ノ実情ニ即シ署名セル文書ノ提出其他適当ナル方法ニ依リ之ヲ表示セシムルモノニ候」とされていた⁽⁹⁹⁾。文部省は同月26日にこの文書について『署名セル文書ノ提出其他適当ナル方法ニ依リ』トハ教授各自カ責任ヲ以テ為スノ義ニシテ投票ヲ含マサルヤ」としたため、大学側は翌27日に「署名したる文書其他『適当なる方法』とは如何に對しては、『責任を明らかにする方法』の義なり。」と回答した。しかし文部省は同日、この回答に對して『…方法にして投票を行はず』を加へ」ることを求め、大学側がこれに妥協したことから、東京帝大案は同月28日の大臣決裁を経て承認された⁽¹⁰⁰⁾。

田中によれば、東京帝大では11月1日に評議会で「十八日ヨリ二十八日マデノ交渉ノ経緯」が報告され、協議を経て事後承諾として承認された⁽¹⁰¹⁾。また同月2日の法学部教授会においては「文部省と大学側における回答の了解の内容が評議会及び本学部教授会の議を経た要綱の範囲を逸脱する嫌いあるを以て『斯様な解決を見たることは遺憾なるも事茲に至りたる以上止むを得ざるものとして承認す。就ては評議会の解釈の趣旨を貫徹する様尽力あらんことを希望す』と決議」した⁽¹⁰²⁾。こうして問題は解決をみたのである。

この荒木文相による大学改革問題における田中の活動に對して、当時法学部教授だった横田喜三郎は「いわゆる荒木文相事件を善処して、大学の自治と学問の自由を確保したことは、田中さん一人の功績とはいえないが、主として田中さんの功績であるといえるだろうと思います。」⁽¹⁰³⁾と述べている。また当時助教授だった鈴木竹雄は「東大の法学部長時代、東大はもちろん他の大学の首脳まで引きづって(ママ)、荒木文相に抗して大学の自治を擁護したときの手腕を見ても驚嘆に値する」⁽¹⁰⁴⁾と述べている。また当時文部省専門学務局学務課長だった有光次郎は「東京・京都・東北・九州・北海道・大阪の六帝国大学を対象とする主として総長選任をめぐるいわゆる大学問題も、結局大学自治をまもりぬくことを得て終局を迎えたが、その間に処して田中東大法学部長の所信の表明が大きな働きをしたことは、学外からみても顕著な事実であった。」⁽¹⁰⁵⁾と述べている。いずれも田中の活動を自治擁護につながるものとして評価している。

しかしその一方で、田中自身が「問題の一事の経過は外部に對して絶対に秘密になっており、教授会にも一々示されず、世間の注目をひかなかつた。」⁽¹⁰⁶⁾と述べていることからわかるように、大学側の意思が一部の人間によって決定されていたことが問題視されている。当時学生主事だった大室貞一郎は「東大としては悪戦苦闘の体であつたが、結果は吾々の如き局外者には洵に馬虎虎々で、新聞紙の伝ふる所を見ると、大学自治に余り對した変化が生じたやうには思へなかつた。」⁽¹⁰⁷⁾と述べており、また家永三郎は「荒木文相の計画に對して、大学側はよくたかつた。しかし、そのたたかい方は、大学の総意を結集して大学の自治を守ろうというたたかい方ではなかつた。…(中略)…この事件の終始を通じ、『文部省との話合いの経過は絶対に秘密で、教授会でも一々報告しなかつた。』ということで、総長・学部長たちが文部省と闇取引をすることでやくざの手打ち式に解決をはかつたものであることが判明する。…(中略)…当時の客観的情勢では、そのほうが戦術としては有効だったのであろうけれど、大学とは学長・学部長・評議員だけで構成されているものではないのであるから、大学が抵抗したといつても、実際は総長・学部長などの有力者の『顔』に

よる抵抗にすぎなかったのであり、『大学の抵抗』の名に値いするものではなかったのではあるまいか。つんぼさじきに置かれていた大多数の教授が抵抗したという自覚をもち得ないことはいうまでもなく、その時点だけを考えればそのほうが有効だったとしても、大学が全体として、学問の自由を擁護するために協力するという伝統を形成するためには、全然役立たなかったであろうし、長期的有効性を考慮するときには、こういう抵抗方式ははなはだ不生産的なものだったのではなかろうか。」⁽¹⁰⁸⁾と指摘しているのである。

更に田中自身の活動に対して、当時九州帝国大学法文学部長だった河村又介は「田中博士はこの問題について最も強硬であった。当時の東京大学の総長は医学博士長与又郎氏であったが、その頃健康を害ねておられたせいもあって、この問題については頗る消極的であった。そして田中博士が先頭に立って万事指揮劃策されている様子であった。私は田中先生の傍らにあって長与先生に電話をかけられるのを見ていたが、それは下僚が上司に進言するというようなものでなく、上官が下僚に指揮命令するようであった。そして長与総長はそれに対して表面上唯々諾々と従っておられた。大学側は又時々いわゆる七帝大の会議を開いた。総長、学部長、評議員等が、箱根の強羅ホテルに集ったこともあった。東京大学の貴賓室が議場になったこともあった。そうした時でも事実上の会議の主宰者は、長与総長でなくて、田中博士であった。これら多くの人々の間の連絡斡旋に奔走していたのは東京大学の書記官江口重国氏であったが、田中博士の強引執拗と感ぜられる程の強硬さには、当惑しきって、隣席の私に不満をもらしておられた。」⁽¹⁰⁹⁾と述べている。田中の強硬な態度が問題にされていたのである。

おわりに

1で取り上げた「教授グループ事件」は、文部省・文部大臣や検事総長が、治安維持法違反容疑で検挙された大内等を起訴前に処分することを要求したのに対して、東京帝大側が教授会・評議会でも反対を決定して起訴前の処分を阻止した、という事件であった。田中はこの事件において、教授会・評議会を通じて起訴前処分に反対し、また起訴前処分の反対という方針に揺れを見せていた長与総長とは度々懇談して、法学部教授会の意向を伝えると共に、自説を主張して起訴前処分を行わないことを求めた。対外的にも、木戸文相や泉二検事総長を訪問して尽力を依頼していた。

2で取り上げた「荒木文相による大学改革問題」は、文部省・文部大臣が、従来行われてきた総長以下の選挙の変更を求めることなどによって大学に対する監督権を強化しようとしたのに対して、東京帝大を含めた帝大側がこれに反発して文部省と交渉した結果、東京帝大では、総長の推薦については記名投票とされたが、集計前に投票者名と候補者名とを切り離すという実質上の無記名投票を行うことになり、更に学部長・教授・助教授の推薦については従来通りの無記名投票を行うことになった、という問題であった。田中はこの問題においても、教授会・評議会を通じて総長以下の選挙は従来の方法を守るべきであると主張し、また文部省の要求を受け入れる方向に傾いていた長与総長と懇談して、事柄の重要性を訴えた。更に田中は、法学部長として学部長会議、文部省側との懇談会、起草委員会、他帝大との懇談会に出席し、東京帝大の対外的活動の中心にあってそ

の方針決定に大きな影響を与えた。

田中の活動は、大内等の起訴前処分の阻止や実質上の無記名投票による総長の推薦という結果を得たことから、自治擁護につながるものとして評価できる。しかし、その方法が問題なのである。田中は法学部長であったからこそ「教授グループ事件」と「荒木文相による大学改革問題」とに深く関わったのである。更に後者においては、学部長会議や起草委員会が教授会・評議会による協議を経ずに東京帝大の方針を決定する場合もあったことがわかる。その顕著な例が、昭和13(1938)年11月1日の評議会における事後承諾と、同月2日の法学部教授会における決議であろう。またこうした活動の中で、田中自身の強硬な態度は東京帝大内においても問題視されていたのである。

田中の大学時代のこのような体験は、田中の大学自治論や「教育権の独立」論を考える際に重要な視点を提供するものと考えられる。

註

- (1) 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、1961年、861頁。
- (2) 勝野尚行『教育基本法の立法思想－田中耕太郎の教育改革思想研究－』法律文化社、1989年、675頁。
- (3) 熊谷一乗「田中耕太郎の教育権理論と教基法10条」、『教育学部論集』第3号、創価大学教育学会、1978年3月、9－10頁。
- (4) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』資料三、東京大学出版会、1986年、52・62・81頁。
- (5) 「あの人この人訪問記」第88回「田中耕太郎さん」、『法曹』第195号、法曹会、1967年1月、17頁。
- (6) 久保正幡「大学行政」、鈴木竹雄編『田中耕太郎人と業績』有斐閣、1977年、93頁。
- (7) 柳沢健著、田中耕太郎述「生きて来た道」世界の日本社、1950年、柳沢健著、伝記田中耕太郎『生きて来た道』(伝記叢書269) 大空社、1997年、75頁。
- (8) 田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義『大学の自治』朝日新聞社、1963年、214頁。
- (9) 前掲、勝野『教育基本法の立法思想－田中耕太郎の教育改革思想研究－』84頁。
- (10) 永井道雄『日本の大学』(中公新書61) 中央公論社、1965年、54頁。
- (11) 家永三郎「思想の言葉」、『思想』第462号、岩波書店、1962年12月、75頁。
- (12) 遠山茂樹「東大事件の意味するもの」、『中央公論』第67巻第4号、中央公論社、1952年4月、93頁。
- (13) 教授グループ事件については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史二(東京大学出版会、1985年) 868－875頁、荒木文相による大学改革問題については、同書878－886頁、において論述されている。
- (14) 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」98頁。
- (15) 同上、98－99頁。尚、田中が被疑者の1人を土屋としているのは、脇村義太郎の誤りであると思われる。
- (16) 照沼康孝・中野実・前田一男、資料「長与又郎日記」昭和十三年一月－五月、『東京大学史紀要』第5号、東京大学百年史編集室、1986年2月、48頁。
- (17) 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」99頁。
- (18) 木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』下巻、東京大学出版会、1966年、623－624頁。
- (19) 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」99頁。
- (20) 木戸日記研究会編集校訂『木戸幸一日記』東京裁判期、東京大学出版会、1980年、85－86頁。
- (21) 前掲、照沼・中野・前田、資料「長与又郎日記」昭和十三年一月－五月、49頁。

- 22 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」102頁。田中耕太郎「泉二新熊先生の思い出」、岩切登編『泉二新熊伝』中大出版社、1955年、308頁。
- 23 前掲、照沼・中野・前田、資料「長与又郎日記」昭和十三年一月－五月、49－50頁。林健太郎はこうした長与の対応について「大内検査の報に接し、長与は直ちに田中耕太郎（法）石原忍（医）柴田桂太（理）平賀譲（工）の各学部長を病床に招き、そこで起訴不起訴の決定するまでは静観すべきであるという彼の考えを述べている。」としている（林健太郎「今井登志喜」諏訪史談会、1984年、64頁）。
- 24 前掲、照沼・中野・前田、資料「長与又郎日記」昭和十三年一月－五月、55頁。
- 25 同上、57頁。
- 26 同上「解説」、40頁。
- 27 同上、57頁。
- 28 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」102頁。
- 29 前掲、照沼・中野・前田、資料「長与又郎日記」昭和十三年一月－五月、59頁。
- 30 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」102－103頁。
- 31 日記刊行会編『矢部貞治日記』銀杏の巻、読売新聞社、1974年、94頁。この部分の冒頭に「教授一同の名を以て速かに教授会を開き」とあるが、この「教授会」は「評議会」の誤りだと考えられる。
- 32 同上、94頁。
- 33 前掲、照沼・中野・前田、資料「長与又郎日記」昭和十三年一月－五月、63頁。
- 34 同上、65頁。
- 35 内藤初穂「軍艦総長・平賀譲」文芸春秋、1987年、210頁。
- 36 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」103頁。
- 37 同上、103頁。各評議員の発言については、前掲、東京大学百年史編集会編『東京大学百年史』通史二、870－875頁、参照。
- 38 舞出長五郎「経済学部三十年の思い出」、『経友』第33・34合併号、東京大学経友クラブ、1964年10月、10頁。
- 39 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」103頁。
- 40 前掲、木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』下巻、632頁。
- 41 前掲、照沼・中野・前田、資料「長与又郎日記」昭和十三年一月－五月、64頁。木戸も3月17日に「長与総長来訪、大内教授問題、経済学部の問題其他につき懇談す。」と記している（前掲、木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』下巻、630頁）。
- 42 大内兵衛『経済学五十年』上、東京大学出版会、1959年、251－252頁。
- 43 丸山真男・福田歓一編、聞き書『南原繁回顧録』東京大学出版会、1989年、183頁。
- 44 照沼康孝・中野実、資料「長与又郎日記」昭和十三年七月、東京大学史料の保存に関する委員会編『東京大学史紀要』第7号、東京大学史史料室、1989年3月、99頁。
- 45 同上、102頁。長与は翌23日に佐藤、桑田、寺沢三学部長とも協議を行った（同、102頁）。
- 46 長与は7月25日の日記に「午後、田中耕太郎、舞出長五郎二氏相携えてくる。」と記している（同上、102頁）。
- 47 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」86－87頁。
- 48 前掲、丸山・福田編、聞き書『南原繁回顧録』193－194頁、及び、座談会田中耕太郎先生を偲ぶ「人と生活」、前掲、鈴木編『田中耕太郎人と業績』602頁。
- 49 家永三郎『大学の自由の歴史』塙書房、1962年、64頁。

- 60 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」86頁。
- 61 前掲、勝野『教育基本法の立法思想－田中耕太郎の教育改革思想研究－』64頁。
- 62 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年七月、103－104頁。
- 63 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」85－86頁。
- 64 前掲、勝野『教育基本法の立法思想－田中耕太郎の教育改革思想研究－』63－64頁。
- 65 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年七月、104頁。
- 66 同上、108頁。
- 67 前掲、田中、末川、我妻、大内、宮沢『大学の自治』4－6・118頁。このメモは田中耕太郎著『教育と権威』（岩波書店、1946年）に転載されている。
- 68 照沼康孝・中野実、資料「長与又郎日記」昭和十三年八月、東京大学史料の保存に関する委員会編『東京大学史紀要』第8号、東京大学史史料室、1990年3月、120－121頁。
- 69 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」87－88頁。
- 70 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年八月、121頁。
- 71 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』部局史一、東京大学出版会、1986年、230－231頁。
- 72 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年八月、123－127頁。『東京大学百年史』通史二では評議員懇談会が8日に開かれたとされているが（881頁）、長与の日記によれば、5日に文・法・工・理・経済学部からの報告と懇談があり、8日に医・農学部からの報告と懇談があった（前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年八月、123－127頁）。
- 73 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年八月、127－128頁。
- 74 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」88頁。
- 75 同上、89－90頁。この懇談会における田中の発言は、「大学自治の合理性」として田中著『教育と権威』（前掲）に転載されている。
- 76 前掲、勝野『教育基本法の立法思想－田中耕太郎の教育改革思想研究－』66頁。
- 77 前掲、内藤『軍艦総長・平賀譲』216頁。
- 78 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年八月、129頁。
- 79 同上、133頁。
- 80 同上、136頁。
- 81 同上、138頁。
- 82 同上、138－139頁。
- 83 前掲、内藤『軍艦総長・平賀譲』216－217頁。
- 84 照沼康孝・中野実、資料「長与又郎日記」昭和十三年九月、東京大学史料の保存に関する委員会編『東京大学史紀要』第9号、東京大学史史料室、1991年3月、52頁。
- 85 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」90頁。
- 86 前掲、田中、末川、我妻、大内、宮沢『大学の自治』132頁。
- 87 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」90頁。
- 88 天野貞祐「田中さんの思い出」、前掲、鈴木編『田中耕太郎人と業績』364頁。
- 89 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年九月、50頁。
- 90 同上、55頁。

- 81 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」90頁。
- 82 同上、90頁。
- 83 前掲、照沼・中野、資料「長与又郎日記」昭和十三年九月、56頁。
- 84 同上、57頁。
- 85 前掲、田中、末川、我妻、大内、宮沢『大学の自治』132頁。
- 86 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」90-91頁。
- 87 照沼康孝・中野実・清水康幸、資料「長与又郎日記」昭和十三年十月、東京大学史料の保存に関する委員会編『東京大学史紀要』第10号、東京大学史史料室、1992年3月、48頁。
- 88 同上、48頁。
- 89 同上、48-52頁。
- 90 同上、52-54頁。
- 91 同上、54頁。
- 92 前掲、田中、末川、我妻、大内、宮沢『大学の自治』132頁。
- 93 前掲、柳沢著、田中述「生きて来た道」91頁。
- 94 高橋里美『小品・随想、その他』（高橋里美全集第7巻）福村出版、1973年、115頁。
- 95 前掲、照沼・中野・清水、資料「長与又郎日記」昭和十三年十月、55頁。
- 96 同上、56頁。
- 97 同上、57頁。
- 98 同上、60頁。
- 99 同上、62-64頁。
- 100 同上、67頁。
- 101 前掲、田中、末川、我妻、大内、宮沢『大学の自治』135-136頁。
- 102 前掲、東京大学百年史編集会編『東京大学百年史』部局史一、231頁。
- 103 前掲、座談会田中耕太郎先生を偲ぶ「人と生活」、602頁。
- 104 鈴木竹雄「田中耕太郎先生を悼む」、『ジュリスト』第559号、有斐閣、1974年5月、81頁。
- 105 有光次郎「田中さんの思い出」、前掲、鈴木編『田中耕太郎人と業績』420頁。
- 106 田中耕太郎「無記名投票」、『読売新聞』夕刊、1971年2月27日。
- 107 大室貞一郎「大学及大学生—その三代思想記—」利根書房、1941年、187頁。
- 108 前掲、家永『大学の自由の歴史』67-69頁。
- 109 河村又介「田中博士と大学総長の選任問題」、前掲、鈴木編『田中耕太郎人と業績』320-321頁。

A Study of Kotaro Tanaka's Activities in Tokyo Imperial University

— An Issue Accompanied with Protecting Self - Government of the University —

Keiichiro OKA (Graduate Student)

The purpose of this paper is to examine an issue accompanied with Kotaro Tanaka's Activities for protecting self - government of the university, by focusing on “the Matter of Professors Group” and “the Matter of Reforming Universities by the Minister of Education Sadao Araki” . Kotaro Tanaka was the dean of the law school in Tokyo Imperial University when these matters happened. In this paper I analyze these matters by using not only his dictations and writings but also diaries and reminiscences of the persons involved in them.

In order to protect the autonomy of the faculty and the council against the interferences from the outside forces, Kotaro Tanaka often consulted with the President and deans. Also he negotiated with the Ministry of Education, and informally talked with representatives of Imperial Universities when these matters happened. As a result these activities brought about protecting self - government of the university. However it is important that these matters were dealt with only by limited persons (President, deans,councilors, and so on) and that Kotaro Tanaka's strong attitudes toward these matters were not always accepted in Tokyo Imperial University.

Key Words : Kotaro Tanaka,Activities in Tokyo Imperial University, the Matter of Professors Group, the Matter of Reforming Universities by the Minister of Education Sadao Araki